

**平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度**  
**～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース**  
**「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト」**  
**募 集 要 項**

沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する沖縄産学官協働人財育成円卓会議では、平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

**<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>**

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項（別添）及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<https://tobitate.jasso.go.jp/>

**<「地域人材コース」について>**

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着す

る意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや日本代表プログラムで実施する事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する沖縄産学官協働人財育成円卓会議（以下「本協議会」という。）が実施する「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

## 記

### 1. 趣旨

本事業では、沖縄 21 世紀ビジョンを踏まえ、「異文化理解力」や「強い意志力」をもった将来の沖縄産業界を牽引するグローバル人材、特にアジアとの架け橋となる人材の育成を目的として、地域企業（産）、大学等（学）及び沖縄県等（官）の連携によりアジア各国でのインターンシッププログラムを提供します。

### 2. 事業の概要

本事業は、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍している学生、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者に対し、当該国でのインターンシップに必要な経費の一部を奨学金等として支援するとともに、留学経験の質を高めるため、留学前後に沖縄県内で行う事前オリエンテーション・事後報告会の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）の提供を行います。

本事業では、「沖縄 21 世紀ビジョン」や沖縄県内産業・経済界の意向を踏まえ、沖縄の地域特色を生かした新リーディング分野「国際観光人材」、「国際 IT 人材」、「国際物流人材」の育成を目標として、アジア各国に学生を派遣し、語学研修及び現地企業でのインターンシッププログ

ラムや企業課題のリサーチを行います。さらに、海外派遣前に県内企業で事前研修としてインターンシップを行うことで県内企業や関連産業についての理解を深め、海外研修後に再び県内企業でのインターンシップを実施し、海外でのインターンシップの経験や企業課題のリサーチのフィードバックを行います。また、アジア各国でのインターンシッププログラム等を通して異文化理解力の向上を図るとともに、トビタテ！留学 JAPAN 日本代表として日本、沖縄の魅力を積極的に世界に発信する取組も行います。

これらの実践活動を通して、将来沖縄県の新しいリーディング産業の育成に貢献できる人材、グローバルリーダーの育成を目指します。

### 3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
  - ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
  - ・ 社会のために貢献したいという高い志
  - ・ 自らの志を具体化するための思考力と行動力
  - ・ 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
  - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
  - ・ 集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材
- (4) 沖縄 21 世紀ビジョンを担う人材
  - ① 時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう、平和で豊かな「美ら島」おきなわを創造する人材
  - ② 今後の沖縄県の産業振興の柱となる沖縄とアジアの架け橋となる人材
- (5) 沖縄の産業界における以下の 3 つの重点分野を主体に、アジアを中心にグローバルに活躍できる人材
  - ① 国際観光人材 …… 観光系（サービスイノベーション人材）
  - ② 国際 I T 人材 …… 情報系（ブリッジ S E 人材）

③国際物流人材 …… 物流系（中継貿易人材）

#### 4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「在籍大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

#### 5. 支援の対象

(1) プログラムの内容（「別紙3」参照）

《地域独自プログラム》

##### 『沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プロジェクト』

1) プログラムテーマ：沖縄県の新リーディング産業の育成に貢献できる人材育成

- ①国際観光人材 …… 観光系（サービスイノベーション人材）
- ②国際IT人材 …… 情報系（ブリッジSE人材）
- ③国際物流人材 …… 物流系（中継貿易人材）

2) 派遣国：アジア（香港、ベトナム、マレーシア等）でのインターンシップ先は各地域の当該分野（国際観光、IT、物流企業等）の関係企業に派遣し、地域の企業と連携したグローバル人材の育成を推進していく。（以下は現時点の見込みであり、受け入れ先との調整によっては変更もある）

①国際観光人材：香港、マレーシア、インドネシア（予定）

《ホテル・旅行代理店等》

②国際IT人材：香港、マレーシア、ベトナム、タイ（予定）

《情報・IT関連企業等》

③国際物流人材：香港（予定）

《物流・運輸関連企業等》

3) 目的：

- ①海外留学のプログラムとしては、前半の1カ月を語学研修及び異文化体験、企業課題等のリサーチ、後半の2カ月は、海外企業インターンシップを実施する。
- ②語学研修は、インターンシップ先の要望を聞き、業務に必要な言語研修（英語又は現地語）を1カ月実施する。
- ③海外留学のインターン先は、可能な限り、地域の当該企業（国際観光、IT、物流企業等）と関係性のある企業を選定し実施する。
- ④地域企業の課題テーマ等については、海外留学中にリサーチ等を実施する。

#### 4) 概要

##### 【留学プログラム】

##### (ア) 語学学校及び異文化体験、企業課題等のリサーチ（1カ月）

- ① 英語又は現地語の研修
- ② 現地人との交流と異文化体験
- ③ 地域企業の課題等のリサーチ実施

##### (イ) 企業インターンシップ（2か月）

- ① 観光、IT、物流関連企業でのインターンシップを実施
- ② 海外インターンシップ企業にて、国際的なビジネス業務の研修を実施
- ③ 地域企業の課題等のリサーチ実施

#### 5) 事前オリエンテーション

##### (ア) 目的：

オリエンテーション①（1日）では、海外留学の全体スケジュール、異文化理解、グローバルリーダーの動機づけ等を行い、オリエンテーション②（1日）では、留学計画の作成や渡航前の注意事項等の研修を実施する。

##### (イ) 概要：

##### 【オリエンテーション①（1日）】

- ① オリエンテーション
- ② 異文化理解、国際環境の変化
- ③ グローバル・リーダーの動機づけ

##### 【オリエンテーション②（1日）】

- ① 地域企業課題テーマ等の調査項目の整理
- ② 留学計画の作成（留学目標、企業課題の調査方法、全体スケジュール等）
- ③ 留学国の事前情報の収集（経済、歴史、文化、宗教、リスク、県人会等）
- ④ 渡航前の注意事項等（病気、事故、トラブル時の対応）

#### 6) 事前・事後インターンシップ

##### (ア) 目的：

事前の地域企業インターンシップでは、当該企業の業務内容の体験や当該企業の国際化等に関する現状の課題を留学生に与え、海外留学を通して、企業課題テーマ等に関する情報収集や解決案を検討する。また、事後の地域企業インターンシップでは、当該企業に対し、海外情報の提供や企業課題解決案を含む、リサーチ内容をフィードバックする。

##### (イ) 概要

##### 【事前：地域企業インターンシップ（10日）】

- ① 国際ビジネスを展開している観光、IT、物流関連の地域企業等にて、インターンシッ

プを実施する。

②具体的なインターンシップの内容は、企業担当者と調整し研修プログラムを作成する。

③事前に、当該地域企業にて業務体験型インターンシップを実施する。その研修の中で、留学生に対して企業課題等のリサーチ・テーマを与える。

**【事後：地域企業インターンシップ（10日）】**

①国際ビジネスを展開している観光、IT、物流関連の地域企業等にて、インターンシップを実施する。

②具体的なインターンシップの内容は、企業担当者と調整し研修プログラムを作成する。

③事後の当該地域企業インターンシップの中で、留学生より企業課題等のリサーチ・テーマのフィードバック等を実施する。

**7) 事後報告会**

**(ア) 目的：**

帰国後の研修は、地域での事後研修（2日）として、留学後の振り返り、企業課題等の調査報告書の作成や留学成果報告会のプレゼン資料の作成などを実施する。

なお、報告会終了後、「第1回地域コミュニティー交流会」を開催する。

**(イ) 概要**

**【事後報告会（研修①）】（1日）**

①留学体験の振り返り

②企業課題テーマ等の調査内容（まとめ）

**【事後報告会（研修②）】（1日）**

①企業課題テーマ等の調査報告書の作成

②留学体験報告会の作成

**【留学成果報告会（発表）】（1日）**

①第1回留学成果報告会の開催（寄付企業を招待）

②第1回地域コミュニティー交流会の開催

※プログラムテーマの選択については、所属する学部・学科や専門分野は問いません。

※原則、事前、事後インターンシップは、同じ企業とします。また、海外インターンシップ先企業は、沖縄の企業と取引のある企業や提携した企業、あるいは現地関連分野企業を予定しています。

※具体的な海外インターンシップ・地域インターンシップ先の候補については、本協議会（事務局）が調整を行っていますので、適宜お問合せください。自ら受入先の希望がある場合は、テーマに沿った計画を記載してください。受入先の決定については、本協議会が行います。

《日本代表プログラム》

○事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※事前研修・・・平成27年7月下旬～8月中旬（予定）に実施

※事後研修・・・平成28年3月上旬（予定）に実施

分野	①地域企業 事前 インターンシップ	②海外実践活動	③地域企業 事後 インターンシップ
①国際観光 人材育成コース	■10日間 (H.27.9.7～9.18) 観光関連企業 インターンシップ 《沖縄県内ホテル・旅行代理店 等》	■1カ月(H.27.10.5～10.30) 午前:語学研修 午後:観光関連企業の課題研究 ■2カ月(H.27.11.2～12.25) 観光関連企業のインターンシップ 《アジア派遣国ホテル・旅行代理店 等》	■10日間 観光関連企業 インターンシップ (H.28.1.18～1.29) 《沖縄県内ホテル・ 旅行代理店等》
②国際IT 人材育成コース	■10日間 (H.27.9.7～9.18) IT関連企業 インターンシップ 《沖縄県内情報・ IT 関連企業等》	■1カ月(H.27.10.5～10.30) 午前:語学研修 午後:IT関連企業の課題研究 ■2カ月(H.27.11.2～12.25) IT関連企業のインターンシップ 《アジア派遣国情報・IT 関連企業 等》	■10日間 IT関連企業 インターンシップ (H.28.1.18～1.29) 《沖縄県内情報・IT 関連企業等》
③国際物流 人材育成コース	■10日間 (H.27.9.7～9.18) 物流関連企業 インターンシップ 《沖縄県内物流・ 運輸企業等》	■1カ月(H.27.10.5～10.30) 午前:語学研修 午後:物流関連企業の課題研究 ■2カ月(H.27.11.2～12.25) 物流関連企業のインターンシップ 《アジア派遣国物流・運輸企業等》	■10日間 物流関連企業 インターンシップ (H.28.1.18～1.29) 《沖縄県内物流・運 輸企業等》

## (2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成27年10月5日から諸外国において留学が開始される計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。  
※留学開始日については、本協議会が派遣先と調整の上、最終決定します。
- ② 諸外国における留学期間が82日間の計画。  
※留学期間については、本協議会が派遣先と調整の上、最終決定します。
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画。
- ④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画。
- ⑤ 実践活動が含まれている計画。

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

※受入れ機関との接触状況を証明する書類等の提出は必須ではありません。

## 6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本プログラムの選考における審査は、“日本、沖縄の産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界、特にアジアで、又はアジア、世界を視野に入れて活躍し、沖縄の産業の発展に貢献できる人材”、“日本、沖縄の良さを世界に発信し、沖縄から世界に貢献したいという意欲を持つ人材”を育成するという観点を審査の基本方針とします。

### ○求める人材

本要項「3. 求める人材像」で示したような人材であること。

## 7. 支援の内容(詳細は「別紙1」参照)

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

### (1) 奨学金等の内訳

#### 1) 奨学金月額（アジア地域）：

乙地区 140,000 円（指定都市、甲地区、丙地区以外）

丙地区 120,000 円（アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ）

#### 2) 留学準備金：

##### ① 事前・事後研修等参加費

・事前オリエンテーション・事後報告会（地域協議会開催）参加のための国内旅費の一部

※県外大学在籍学生のみ支援対象

・事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※事前・事後研修は2地区（関東・関西）で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知します。

※派遣留学生が主たる学修活動を行う在籍大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給します。

##### ② 往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域 100,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

### 3) 授業料：

留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）

※留学期間によって支給額が変更し、以下の通り授業料が支給されます。

○1年以内の留学 上限 300,000 円

※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋（あっせん）業者手数料は授業料相当額に含みません。

### (2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15日未満	×	×
15日以上 45日未満	○	×
45日以上	○	○

※ただし、留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外となります。

### (3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金を受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

## 8. 支援予定人数

計画人数:計 8名 (予定)

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

## 9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍している学生、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者で、将来沖縄県内の企業へ就職する等、地域社会への貢献意識が強い学生とし、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- (7) 平成27年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9) 本制度の第1、2期派遣留学生でない学生
- (10) 本制度の平成27年度後期（第3期）の他の申請コース（①自然科学系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）に応募していない学生（既にも上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学の担当部署にて手続を行ってください。

## 10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必

要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

#### 11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プログラム」ホームページから、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) 「沖縄からアジアへトビタテ！留学 JAPAN プログラム」ホームページ  
<http://www.tobitateokinawa.com/>

#### (2) 応募学生申請書類

- 平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式 1） … 1 部  
※紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

#### (3) 提出期限

##### 【応募学生から在籍大学等への提出】

応募学生は、在籍大学等において設けられた提出期限までに申請書類を提出してください。

※提出期限については在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

※沖縄県外の大学に在籍し、沖縄県の本籍を有する学生が応募する場合も、在籍大学等を通して提出してください。

##### 【在籍大学等から地域協議会への提出期限】

平成 27 年 5 月 15 日（金） 17 : 00

[提出先]

〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

琉球大学

総合企画戦略部国際連携推進課

電子媒体提出：tobitateokinawa@gmail.com

※申請書類（紙媒体）は全てA4サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語表記としてください。

※電子媒体に関しては、1ファイル当たりデータ量を2MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

## 12. 申請書類の提出から支援までの流れ

### 平成27年度 沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPAN(年間スケジュール)

区分	項目	年月日
1. 募集	募集期間	平成27年4月10日(金)～5月15日(金)
2. 書類審査	書面審査期間	平成27年5月18日(月)～5月22日(金)[書面審査結果通知]
3. 面接	選考日(面接)	平成27年5月29日(金)
4. 候補学生推薦	機構への候補学生推薦	平成27年6月1週目
5. 機構選考・決定	機構選考委員会決定・合格通知	平成27年6月下旬[機構決定後、地域協議会から学生へ通知]
6. 事前研修	【全国】事前研修(1日)	平成27年7月下旬～8月中旬予定(関東・関西)
7. 事前オリエンテーション	【地域】事前オリエンテーション①(1日)	平成27年9月4日(金)
8. 事前インターンシップ	県内企業インターンシップ(10日)	平成27年9月7日(月)～9月18日(金)
9. 事前オリエンテーション	【地域】事前オリエンテーション②(1日)	平成27年9月21日(月)
10. 海外留学	海外留学(出発)	平成27年10月3日(土)～
〃	海外語学研修(4週間)	平成27年10月5日(月)～10月30日(金)
〃	海外企業インターンシップ(8週間)	平成27年11月2日(月)～12月25日(金)
〃	海外留学(帰国)	平成27年12月27日(日)
11. 事後報告会	【地域】事後報告会(研修①)(1日)	平成28年1月15日(金)
12. 事後インターンシップ	県内企業インターンシップ(10日)	平成28年1月18日(月)～1月29日(金)
13. 事後報告会	【地域】事後報告会(研修②)(1日)	平成28年2月1日(月)
〃	【地域】事後報告会(発表)(1日)	平成28年2月12日(金)
14. 事後研修	【全国】事前研修(1日)	平成28年3月上旬予定(関東・関西)

## 13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を本協議会に提出する必要があります。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。

#### 14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更にあたる支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

#### 15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定された場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

#### 16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ [http://www.jasso.go.jp/study\\_a/oversea\\_info.html](http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html)

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください(海外に3か月以上滞在

する場合は在留届の提出が義務付けられています)。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311 (内線 2902、2903)

ホームページ [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center/index.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html)

#### 17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する場合は事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

#### 18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、日本学生支援機構、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

#### 19. 在籍大学等からの照会先

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

〒903-0213

沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学

総合企画戦略部国際連携推進課

(受付時間：8時30分～17時15分)

電話番号：098-895-8979 (トビタテ！留学 JAPAN 地域人材コース担当)

email：[tobitateokinawa@gmail.com](mailto:tobitateokinawa@gmail.com)